

小松市地域協議会等活動補助金交付要綱

平成31年3月29日小松市告示第224号
改正 令和2年3月25日小松市告示第191号
改正 令和3年3月16日小松市告示第231号
改正 令和6年4月1日小松市告示第287号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松市はつらつとした地域とひとづくりの推進に関する条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、小松市地域協議会等活動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、小松市補助金交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、条例第6条の規定により市の認定登録を受けた地域協議会及び地域協議会を目指してまたは地域協議会に準ずる形で他の団体と連携し活動を実施しようとする町内会連合会（以下「協議会等」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業、補助金の交付対象となる経費、補助金の交付対象とならない経費及び補助金の交付限度額は、別表事業種別の欄の区分ごとにそれぞれ同表補助対象事業の項の事業、同表補助対象経費の項の経費、同表補助対象外経費及び同表補助限度額の項の額とする。ただし、本市の他の補助金等の交付を受けている事業については、交付の対象としない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ小松市地域協議会等活動補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 役員名簿
- (4) 既に策定した地域にあつては地域ビジョン
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による提出があつたときは、当該提出にかかる書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付が適当と認めたときは、小松市地域協議会等活動補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。また、補助金を交付しない旨の決定通知は、小松市地域

協議会等活動補助金不交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

2 市長は、前項の通知に際して、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付等)

第6条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、市長が必要と認めるときはその全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(事業計画の変更等)

第7条 第5条第1項の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、あらかじめ小松市地域協議会等活動補助金事業計画変更申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、事業計画の変更が適当と認めるときは、小松市地域協議会等補助金事業計画変更承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、すみやかに小松市地域協議会等活動補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 経費の支出を証する書類の写し
- (4) 記録写真

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、小松市地域協議会等活動補助金確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。